

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」の募集について

社会福祉法人 香川県共同募金会

令和4年9月23日からの台風第15号により、静岡県内の23市町（静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、清水町、長泉町、吉田町、川根本町、森町）に災害救助法が発令されました。

静岡県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を実施することになりました。

つきましては、本会におきましても中央共同募金会の協力依頼を受け、別添のとおり義援金の募集を行いますので、県民の皆さまのあたたかいご支援・ご協力をお願いします。

記

1 義援金の名称

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」

2 義援金の受付方法

[静岡県共同募金会へ直接送金する場合]

(1) 義援金の名称

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」

(2) 義援金受付期間

令和4年9月27日（火）から令和4年12月28日（水）まで

(3) 義援金の受入先等

別添「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」募集要綱をご参照ください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

(1) 義援金受付期間

令和4年9月30日（金）から令和4年12月28日（水）まで

(2) 義援金の取扱い場所

ア 香川県共同募金会

イ 市町社会福祉協議会内の市町共同募金委員会

ウ 百十四銀行本・支店

エ 香川銀行本・支店

3 義援金の振込方法

百十四銀行及び香川銀行窓口備付けの「災害義援金専用振込用紙」をご利用いただき、寄付名称欄に「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」と記入しますと、受付期間内は送金手数料が無料扱いとなります。

4 義援金の取扱い

寄せられた義援金は、香川県共同募金会から中央共同募金会に送金します。

5 義援金の税制上の優遇措置

この義援金は、次の税制上の優遇措置の適用対象となります。

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄付金」に該当

税制上の優遇措置を希望される場合は、次の手続きのとおりです。

[静岡県共同募金会へ直接送金する場合]

金融機関での振込金受領書に「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付してください。

[香川県共同募金会で受付する場合]

静岡県共同募金会発行の領収書が必要ですので、申し出ていただければ後日送付します。

6 この義援金に関する問い合わせ先

- ・社会福祉法人 静岡県共同募金会 TEL 054-254-5212

7 参考

「令和4年台風第15号災害静岡県義援金」募集要綱を添付